

令和 5 年度

第 1 回住居表示審議会議事録

令和5年度 第1回住居表示審議会									
開催日時	令和5年 6月 8日（木曜日）				開会	午後5時30分			
					閉会	午後6時50分			
開催場所	昭島市役所 3階 庁議室								
委員の出欠									
出席委員	福島 稔	佐藤 貴茂	宮崎 久明	岡崎 淳	岡崎 能政	高橋 靖和	立山 美佐枝	小山 雅生	重森 元樹
	宗川 敏克	難波 悠	西浦 定継	石橋 加奈子					
欠席委員	佐藤 康一郎								
説明のために出席した者の職氏名									
市長	臼井 伸介								
市民部長	萩原 秀敏								
市民課長	吉田 真純								
市民課住居表示担当係長	安藤 基也								
市民課住居表示担当	清水 廉								
傍聴者 0人									

令和5年度 第1回住居表示審議会
日 程

令和5年 6月 8日（木曜日）
午後5時30分～午後6時50分
於：昭島市役所 3階 庁議室

1 開 会

1 市長挨拶

2 委嘱状の交付

3 委員紹介

4 議題

- （1）会長副会長の選出
- （2）署名委員指名
- （3）諮問
- （4）昭島市の住居表示の状況について
- （5）町の名称等について
- （6）今後の日程について

2 閉 会

令和5年度 第1回住居表示審議会議事録

市民課長

それでは定刻より少し早いですが、始めさせていただきます。本日は何かとご多用中のところ、ご参集いただきましてありがとうございます。ただいまから、第1回昭島市住居表示審議会を開催いたします。初めに市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

改めまして皆さんこんにちは。昭島市長の臼井伸介でございます。本日は大変お忙しい中、第1回住居表示審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。皆様には、日頃より市政全般にわたって、大変ご協力いただいていることをまずもって、御礼申し上げます。本市の住居表示整備につきましては、歴代の本審議会委員をはじめ、多くの市民の皆様、あるいは関係者の皆様のご理解とご協力により昭和40年の玉川町、朝日町、昭和町に始まりまして、平成28年のもくせいの杜まで、市内約88%の地域で進められてきたところであります。

昭和29年5月1日に拝島村と昭和町が合併して、昭和町の「昭」の字と、拝島村の「島」の字を合わせて昭島市が誕生し、来年の5月1日が市政施行から70周年となり、そちらに向けて市でも取り組みを検討しております。市政施行70年を迎える本市は、8,113世帯、人口36,482人で歴史の第一歩を踏み出したわけでございます。昭和62年には、人口が10万人を超える人口規模となり、6月1日現在、56,631世帯、人口が114,421人となりまして昨年から比べれば、昭島市は人口減社会と呼ばれる現代において、わずかながら増加、微増の傾向にございます。ただこの人口についても、現在昭島駅の北側に大型マンションを建造しているということで、少しまた人口が増えるのかなということも思いながら、どれくらいの子どもが入居して学校に通っていくのか、学校の適正化も含めて教育委員会も含めて検討することになるわけでございます。現在、総合基本計画が示す「水と緑が育むふるさと昭島～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～」とさせていただいておりますけれども、これに向かって頑張っていきたいなと思っている所であります。

今回皆様にご審議をお願いいたしますのは、現在開発が進められている昭島駅北側地区の住居表示についてであります。諮問の詳細につきましては、今日までの経過も踏まえ、この後担当より説明をさせていただきますが、昭島って田舎過ぎず都会過ぎない「ちょっと都会な昭島」というのが市内で囁かれている言葉で若い間で流行しているようですけれども、そういったところの中で名前を決めていただくと、ちょっと都会な昭島駅北口ですから、どんなイメージか

なんて思いながら、良い名前を皆様に考えていただけたらなと思っております。委員の皆様におかれましては、どうか活発なご審議をいただき、昭島の未来の世代に誇りを持って継承していけるようなご答申を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。

市民課長

ありがとうございました、これより以降は失礼ながら、着席にて進行させていただきます。それでは、次第2「委嘱状の交付」でございます。机上配布をさせていただきますので、任期までよろしくお願いします。

本日は第1回目の審議会でございます。従いまして、会長を選出させていただくまでの間、通例に従い事務局が議事進行をさせていただきたいと思っております。

なお、本日は、委員14名中13名の出席をいただいておりますので、昭島市住居表示審議会条例第8条第1項の規定に基づき、会議は成立しております。

また、本日の議事日程ですが、先般郵送にてお知らせいたしましたとおりの議題となっております。また、お手元の審議会次第に沿って議事を進行させていただきます。閉会時間は午後7時を予定してございます。ここで、本日の資料について事務局よりご確認をさせていただきます。

担当係長

本日、配布させていただきます資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元の資料をご覧くださいませでしょうか。

まず、1枚もので本日の式次第である「第1回昭島市住居表示審議会次第」でございます。それから、資料1「住居表示審議会委員名簿」でございます。続きまして、資料2「住居表示審議会の経緯」でございます。続きまして資料3「昭島市全図」でございます。こちらはA3の用紙で印刷しております。こちらの資料につきましては、本日差し替えがございましたので、あらかじめ机の上に1部置かせていただいております。本日はそちらをご参照いただければと思います。続きまして資料4「住居表示実施予定区域図」、資料5「区域内の小字名称について」、資料6-1「昭島市北口地区の町名公募について(案)」、資料6-2の図、そして資料7「第1回審議会以降の予定について」でございます。また、参考資料として当審議会の法的根拠となる住居表示審議会条例を同時にお配りしておりますので、そちらも併せてご確認いただければと思います。

以上でございますが、ご不足の資料等はないでしょうか。なお、資料等ご不明な点やご質問は事務局のほうで平時お受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

市民課長

よろしいでしょうか。それでは、委員の皆様を紹介いたします。資料1の名

簿の順番でお呼びいたしますので、ご起立いただきますようお願いいたします。

警視庁昭島警察署署長、福島稔委員。

福島委員

よろしくお願いします。

市民課長

東京消防庁昭島消防署署長、佐藤貴茂委員。

佐藤貴茂委員

佐藤です。よろしくお願いします。

市民課長

東京法務局立川出張所所長、宮崎久昭委員。

宮崎委員

宮崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

市民課長

計画区域内住民といたしまして、社会福祉法人ファミリー特別養護老人ホームハピネス昭和の森施設長、佐藤康一郎委員。本日は欠席のご連絡をいただいております、ご了承くださいませ。

計画区域内住民、幼保連携型認定こども園イコロ昭和の森を運営していただいております、社会福祉法人多摩育児会理事長、岡崎淳委員。

岡崎淳委員

はい、岡崎淳と申します。よろしくお願いいたします。

市民課長

計画区域内住民、東京西の森歯科衛生士専門学校専務理事理事長補佐、岡崎能政委員。

岡崎能政委員

よろしくお願いいたします。

市民課長

自治会連合会長の推薦する者、昭島市自治会連合会会長、高橋靖和委員。

高橋委員

はい、高橋です。よろしくお願いします。

市民課長

公募市民委員といたしまして、立山美佐枝委員。

立山委員

はい、立山美佐枝です。よろしくお願いいたします。

市民課長

同じく公募市民委員といたしまして、小山雅生委員。

小山委員

はい、小山雅生と申します。よろしくお願いいたします。

市民課長

同じく公募市民委員といたしまして、重森元樹委員。

重森委員

重森と申します。よろしくお願いいたします。

市民課長

東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻教授、難波悠委員。

難波委員

難波と申します。よろしくお願いいたします。

市民課長

明星大学建築学部建築学科教授、西浦定継委員。

西浦委員

西浦と申します。よろしくお願いいたします。

市民課長

日本郵便株式会社昭島郵便局局長、石橋加奈子委員。

石橋委員

昭島郵便局でございます。日頃よりお世話になっております。どうぞよろしく
お願いいたします。

市民課長

元昭島市都市整備部長、現在は昭和飛行機都市開発株式会社開発本部顧問で
いらっしゃいます。宗川敏克委員。

宗川委員

宗川でございます。よろしくお願いいたします。

市民課長

ありがとうございました。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

市民部長

改めまして皆さんこんばんは。市民部長の萩原でございます。どうぞよろし
くお願いいたします。

市民課長

市民課長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

担当係長

市民課住居表示担当係長の安藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
ます。

事務局

市民課住居表示担当の清水と申します。よろしくお願いいたします。

市民課長

それでは、ただいまから議題に入りたいと思います。昭島市住居表示審議会条例第6条の規定により、会長及び副会長の選出を行います。立候補はございますでしょうか。いかがでしょうか。

宗川委員

事務局に一任したいと思います。

市民課長

ありがとうございます。ただいま、事務局一任とのご意見がございましたが、ご異議ございませんでしょうか？

全委員

異議なし。

市民課長

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、事務局よりご提案させていただきます。会長には、学識経験委員の難波委員にお願いしたいと存じます。難波委員は、昭島市の都市計画審議会委員もされております。お骨折りいただきたく、お願いいたします。また、副会長には同じく学識経験委員で、都市整備部長を経験された宗川委員にお願いしたいと存じます。円滑な審議会運営に適任ではないかと存じます。以上ご提案申し上げますが、委員の皆様いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

市民課長

ありがとうございます。それでは、難波悠委員が会長に、宗川敏克委員が副会長に決定いたしました。それでは、お席のほう会長と副会長には移動いただいてよろしいでしょうか。ここで、会長と副会長に就任のご挨拶をお願いいたします。

難波会長

会長を務めさせていただきます。東洋大学の難波と申します。改めてよろしくお願いいたします。先ほどご紹介にもいただきましたとおり、都市計画審議会の委員も務めさせていただいております。これから名前がずっと残っていくというところで、非常に役割、責任は重いのかなと思いつつも、地元の方々もいらっしゃいますし、これから市民の方へのアンケートもあるということで、できるだけ良い名前がつけられるようになれば良いなと思っております。皆様ご協力よろしくお願いいたします。

宗川副会長

副会長にご指名をいただきました宗川でございます。会長を補佐して、本審

議会が活発な意見交換ができて良い答申ができるよう努めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

市民課長

それでは、会長が決定いたしましたので、これより、議事運営につきまして、難波会長にお願いいたします。ありがとうございました。

難波会長

それでは、議題（２）本日の署名委員の指名を行います。お手元の委員名簿の順番によって、福島委員と佐藤委員にお願いしたいと思いますのですがよろしいでしょうか。

福島委員・佐藤貴茂委員

はい。

難波会長

続いて議題（３）に入ります。臼井市長より諮問を受けたいと思います。

市長

はい。では、会長に諮問させていただきます。

（別紙、諮問の写しのとおり）

市民課長

市長はこの後、公務がございますので、退席とさせていただきます。また、事務局にて諮問の写しを配布させていただきますので、少々お時間をいただきます。

難波会長

先ほど市長より諮問を受けましたけれども、お手元に諮問の写しが皆さん配布されましたでしょうか。ここで、諮問事項に入る前に、議題（４）昭島市の住居表示の状況についての資料の説明がございます。事務局より説明をお願いします。

担当係長

それでは、議題（４）昭島市の住居表示の状況について説明を申し上げます。まず、資料２「住居表示審議会の経緯」をご覧くださいませでしょうか。こちらは、昭島市の過去の住居表示審議会の経緯を簡単にまとめた資料となっております。

まず、昭和 52 年 9 月 7 日に当時すでに住居表示実施済みでありました青梅線沿線の 5 町目、東町・玉川町・朝日町・昭和町・松原町、こちらを除く全域におきまして、町割り町と町の名称について昭島市住居表示審議会に対して諮問がなされました。

その後、昭和 54 年 3 月 30 日に第 1 次答申がございました。資料 2 の表ですと最上段です。その後、平成 3 年 1 月 24 日の第 8 次答申まで、計 8 回の答申

が行われました。こちらは先ほど申しましたとおり 5 町目以外の全域を諮問したため、答申に 8 回ほど経過がかかっているということとなっております。

第 1 次答申につきましては、昭和 54 年 3 月 30 日に昭島市全域を市街地とする、つまりは住居表示を行っていくという答申がなされました。その後は、後ほど全図の方で説明をさせていただきますが、町割り、町名について、事業の実施時期などの答申を受けております。第 1 次の答申で全体の概要の説明があったということでございます。

第 2 次答申以降につきましては具体的な住居表示の実施区域の町区域や町名、あるいは実施の時期についてそれぞれ答申がなされております。昭和 56 年第 2 次答申の田中町に始まり、平成 3 年第 8 次答申の中神町・宮沢町・上川原町までがそれぞれ答申されてございます。その後の住居表示についてはしばらく実施がありませんでしたが、平成 6 年度の第 1 回住居表示審議会におきまして、住居表示未実施区域については、まだ都市基盤が整っていないということで見送るということとなりました。

その後またしばらく住居表示審議会の実施はありませんでしたが、平成 28 年、資料で申しますと最下段の部分ですが、区画整理が現在のもくせいの杜のところで行われまして、そこで合わせて住居表示が実施されました。そこまでが約 20 年間です。

現在未実施で残っておりますのが今回の対象区域でございます、昭島駅の北口地区と、区画整理中のため未施行となっておりまして、中神駅、東中神駅の北側地区の 2 地区となっております。

続きまして、資料 3 「昭島市全図」をご覧くださいませでしょうか。まず、町名の下に日付が入っているかと思いますが、こちらが各町において住居表示が実施された日付となっております。すべて点線で書かれておりますが、実線で書かれている区域が 2 か所あります。こちらが、今回予定区域とされている区域、約 0.99 ㎢でございまして、今回諮問された区域となっております。そして、今回の予定区域の東にあります、つつじが丘ともくせいの杜の間に挟まれております未施行区域という実線で囲まれた区域、こちらが約 1.13 ㎢ございまして、こちらが住居表示未実施区域となっております。

続きまして資料 4 をご覧くださいませでしょうか。こちらが、今回の予定区域の詳細な予定区域図となっております。こちらカラー刷りで印刷させていただいております。赤い波線で囲まれた区域が今回の昭島駅北側地区で住居表示が未実施である、区域約 0.99 ㎢の図面となっております。本区域は、昭島駅北側の玄関口として、商業施設等を中心に栄えている区域でございますが、現在商業施設の近郊においてマンション等の大型の共同住宅の開発が進んでおります。先ほど市長のほうからご挨拶で触れさせていただきましたが、予

定されてございますのはマンションが計3棟となっておりまして、合計で約850戸、そのため入ってこられる人はもっといらっしゃると思いますが、それだけの入居者を見込んでいるということでございます。

続きまして資料5をご覧ください。こちらが、本区域内の土地における、登記簿上存在している小字の名称の一覧でございます。本日は法務局の局長さんもいらっしゃるため説明するのは恐縮ですが、本区域内には現在4つの町が存在しておりまして、面積が小さい順に、上川原町・大神町・田中町、そして一番大きいのが拝島町となっております。

まず、上川原町ですが、こちらは飛び地となっております、地図右上のNo. 1が上川原町の字「二ノ宮台下」という土地がございます。あと、地図南方の方にNo. 2と書かれた土地が、同じく上川原町の字「古新田」でございます。こちら両方とも上川原町の飛び地となっております。

続きまして大神町ですが、右下のNo. 3、緑色で囲まれた部分、こちらも字「古新田」となっております。先ほどの上川原町と字名が全く同じとなっております。続きましてNo. 4の田中町ですが、こちらは地図南側、オレンジ色で囲まれているあたりが、字「後小欠」となっております。昭島駅北口のロータリーなども含まれているため結構広い分布がございます。

最後に拝島町ですが、No. 5とNo. 6の2つ字がございます、地図の左側の大半を占めておりますのが、字「小欠」となっております。同じく拝島町、地図北東部に水色で記載をさせていただいておりますものが、字「代官山」となっております。フォレスト・イン昭和館、あるいは代官山緑地がある区域でございます。

以上6つの字名が本区域には存在しております。こちら新しい町名を検討する際におきましては、できるだけ従来の町の名称、あるいは当該地域における歴史、伝統、文化、といった由緒ある名称に準拠して定めることが基本とされておりますので、本区域の名称の選定にあたっては、これらの字名も有力な候補の1つとなってくるものと考えております。

例えば一例を出しますと、字名の中に字「代官山」というところがございますが、こちらは本区域内で交差点の名称に採用されていたり、代官山緑地という緑地の名前にも使われていたりするということで、地域に根付いた使用がされている事例かと考えてございます。説明については以上でございます。

難波会長

ありがとうございます。さて、本日の大きな議題であります市長からの諮問についてでございます。お手元の諮問の写しをご覧ください。内容に書かれている所で、聞きなれない言葉等もありますので、説明を事務局よりお願いします。

担当係長

諮問についてご説明させていただきます。ここで、丁目割りという表現が出てございますが、こちらは、町の中で1丁目はここまで、2丁目はここまでという風に町の中で町を分割するという意味でございます。また、その住居表示される街の名称をどのような名称にするかというのが、「町の名称について」でございます。以上でございます。

難波会長

ありがとうございました。それではこれからの進め方につきましてご審議をいただくことに致します。議題（５）町の名称についてに入らせていただきます。ここで事務局より資料６－１及び資料６－２についてご説明いただきます。

事務局

それでは、資料６－１「昭島駅北口地区の町名公募について（案）」及び資料６－２の図について説明を申し上げます。まず、町の名称につきましては、市民から公募を行い、第２回住居表示審議会において決定する運びとなります。周知の方法につきましては、資料６－２の図にありますように、新たな試みとして市の公式ホームページ上に応募申請フォームへのリンクを用意しまして、市公式Twitter、広報あきしま、市公式LINEにそれぞれホームページへのURL、二次元コード、リンクバナーといった導線を用意する形で進めていきたいと思っております。ホームページには、申請フォームを用意するだけでなく、先に説明がありましたように予定区域図や区域内の小字名称一覧といった参考資料も掲載し、様々な要素から昭島市にふさわしい町名を考えていただけるようにしたいと考えております。応募の方法につきましては、郵送、メール、申請フォームから応募していただくといった形を予定しております。応募条件は、前回と同様に市内在住・在勤・在学の方に限定する形をとり、応募内容に氏名、住所、年齢、電話番号、在勤・在学の方は勤務先や学校の名前を記入していただきます。一人につき一度、ひとつの町名のみ投稿可能とし、300字程度の理由も記入していただきます。期間は令和５年７月１日から７月３１日までとし、８月中に応募を集計し、委員の皆様の結果を報告させていただきます。以上でございます。

難波会長

ありがとうございます。諮問の内容を拝見しますと、町の名称をどのようにつけるのかということが大きなポイントとなるかと思っております。この課題につきまして、ただいま事務局よりご説明いただきました、町名の公募を行うというご提案ですけれども、これについて皆さんから何かご意見はありますでしょうか。意見のある方からお伺いできればと思いますが。

高橋委員

公募を行うということは、数が多かったりした町名案は優先的に採用されるようになりますか。例えば学校名等で多数寄せられていた案が採用されず、他の意見が採用されて問題に発展したりしますよね。公募する以上は選考基準なども最初から明示した方が都合が良いのではないかと思います。

難波会長

ありがとうございます。先ほどご説明がありましたが、今おそらくご懸念は、どのように選ぶかということをおあらかじめ公募をする際に明示しておいた方が皆さんにとってわかりやすいのではないかと思います。この点事務局からはいかがでしょうか。

市民課長

基準についてはまた進めさせていただきたいと思います。前回、もくせいの杜が決まった際には、1番多い町名から決めたという形ではなく、昭島市にふさわしい、地名にふさわしい名前の中から決定いたしましたので、今回も過去の歴史や昭島市の状況を加味して決めていただきます。たくさん出てくる中で、おっしゃったように同じ名前に票が集まる部分も出てくるかと思いますが、やはり相応しく、馴染みの良い名前かつ、他の地域と被らない名前をお願いしたいところではございますので、次回の審議会の時に、選考の基準をお示しできたらと思っております。

高橋委員

今はかなり開かれた社会となっていますので、募集の段階できちんと宣言をしておいた方がよろしいのではないのでしょうか。宣言をせずに審議会で決めるというのは良くないと思います。

市民部長

すみません、よろしいでしょうか。今回は町名を希望する理由 300 字程度ということで、少し分量があるかもしれないですが、どのような思いで希望するのか、また、その地域の歴史や字名の由来など、そういったところも重んじながら進めていきます。将来世代にも引き継いでいく名称ですので、多数決をとるということを行うつもりはありません。そのような内容は公募をかける前に周知させていただきますので、よろしくお願いします。

難波会長

公募をするときに、市民の方々にもわかりやすく説明していただければ、後で問題にならないのにといいところだと思います。ほかにいかがでしょうか。公募の方法でもいいですし、或いは、ほかにもっとこういうところに気を付けた方が良くないかというようなご意見があるようでしたら。

重森委員

はい。

難波会長

重森委員お願いいたします。

重森委員

公募の話とは少し離れてしまうのですが、先ほど小字名の説明がございまして、本字についてはたぶん皆さんすごく目にするところが多いと思うのですが、この小字名というのはここに住む住人でないと知りませんでした。知っている限りでいいので、小字名の由来とか歴史とかそういうものをご存知でしたら、お聞かせ願いたいなと思います。よろしくお願いします。

難波会長

事務局でお答えできますでしょうか。

担当係長

はい。ご用意させていただいている中で、調べられていることを申し上げます。まず、資料5をご覧くださいけるとわかりやすいかと思いますが、この中という古新田という小字名が2つあるという話をさせていただいたと思います。

こちらの古新田というのは、徳川吉宗の時代、1700年代前半のあたりで武蔵野の新田の開発が進んでいて、新しい田んぼを耕作しなさいという指示があったようです。当然古い田んぼと新しい田んぼと2つできるのでそれを区分するために、新田だけど古い方の新田ということで古新田と呼ぶようになったと伺っております。

あとは例えば田中町の後小欠、拝島町の小欠という紛らわしい名前が2つあると思いますが、こちらの欠というのは日本の東の方の呼び名であるらしく、崖のことを欠というように呼んでいるようでそれが地名として残っているということのようです。小欠ということなので、おそらくこの辺はそこまで段差が激しくないで、比較的小さな、緩やかな崖だったと思いますが、そういったものが昔このあたりにありました。後小欠については小欠の後ろ側にあるから後小欠ですね、まとめると小さい欠なので小欠というように伺っております。

最後に代官山ですが、室町時代に扇谷上杉（おうぎがやつうえすぎ）氏という上杉家の一派の代官様がこちらに館を構えていたということで、後世の人たちがこの一帯を代官山と呼ぶようになったと伝えられているというように伺っております。簡単ですが以上でございます。

難波会長

ありがとうございます。重森委員、よろしいでしょうか。

重森委員

はい。ありがとうございました。こういった場ですので、自分自身でも歴史のことを調べながら考えていきたいなと思いますので、大変参考になりました。ありがとうございます。

難波会長

他に、いかがでしょうか。

宗川副会長

よろしいですか。丁目ですけれども、この区域だとどのくらいが想定されるのでしょうか。例えば1丁目から5丁目ぐらいですとか、開発される道路などが今現在まだないところもあると思いますけれども、予想される数と言ったら少し変ですけども、どのくらいのものなのでしょうか。

市民部長

よろしいでしょうか。町目の区切りというのが道路等で区切られるものですので、現在の想定としては3ないし4丁目になろうかとは考えております。ただ、実際に今計画されている道路が入っていない地域もございますので、その取り扱いをどうするかというのは一つ課題としてありますので、そのあたりもちょっと検討しながら丁目割りについてはやっていきたいと考えてございます。

難波会長

道路割りというのは、今後開発が進んでから、道路がどこに整備されていくかというのが出てくるということでしょうか。

市民部長

今計画上は一応このあたりというのはわかりますが、そこで区切ると丁目によって広さが違ってくるところがありますので、そこは今事務局でも確認作業を行っているところであります。

難波会長

ありがとうございます。

西浦委員

一個いいですか。

難波会長

はい。お願いします。

西浦委員

先ほどの公募の話になりますが、公募するときにどのような情報を提示して募集を行いますか。ただ公募をしますから応募してくださいといった募集をするのか、お話あったように少し歴史的な背景も添えて、このような経緯だからこのような名前をつけるので良い町名があったら応募してください、決め方は

このような感じで決めますという募集をするのか、公募の仕方によっても違いますよね。ただ単にペーパー1枚出して下さいと言った場合、市民の方はいろんなことを思って錯綜してどういう自分が出したことが処理されるのかという思いで出してくるので、揉める可能性があるのではないかと思います。

あと、結果をどのように市民に知らせるのかということについても、票数だけでなく町名の内訳、理由といった詳細まで出すのか、それとも票数だけ公開して後はこちらで決めるので待っていて下さいというようにするのか、形式的にこうするというより、こちらも構えて進めないと後手に回るかもしれないという懸念があるのですが、そこはどのような算段でやるつもりですか。

市民部長

よろしいですか。本日の資料6-1、6-2につきましては、この審議会用の説明資料として捉えていただければと思います。西浦委員のおっしゃったとおり、説明もなく町の名前を募集しますとトラブルになる可能性もあるとおもいますので、住居表示の基本的な考え方や由来ある名称ですとか、歴史的な背景、字名等もこういったものがつけられていますという説明も入れながら、相応しい名称を募集しますというような形で進めていきたいなと思っています。

また先ほどもお話ししましたが、必ずしも同じ名前の得票数や多数決で決めるものではありませんという旨の説明は入れたいと考えております。

難波会長

結果の公表の仕方という点についてはいかがお考えですか。

市民課長

結果の公表につきましては、答申を公示という形で市民に諮らなければならないという住居表示の決まりがございますので、12月の市議会にかける前に、町名も含めた答申結果を10月に公示させていただきます。

また、ホームページで募集を行う際にこういった形で決まっていくというような経緯の方につきましても示させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

難波会長

では先ほどお話のあった300文字以内で思いを書いてください。そこまで公表するのか、来た名前が何票という形なのか、そこはどうですか。ここは公表をする前提で書いていただくのか。

市民課長

そうですね、全ての文字をお知らせするのはちょっと難しいかなとは思いますが。皆さんの審議をさせていただく際には、それぞれの名前についてのご意見がこういうことがありましたという一覧についてはお示しをさせていただきたいなとは思っておりますが、答申をさせていただいたときに全部の物を出す

のはちょっと大変かと思imasuので、これが相応しいという名前になったときにすべてのご意見があったところの区分を公表させていただくような形で考えております。

西浦委員

もう一個いいですか。市名って不動産価値とか地価に結構影響しますよね。マンションなどがこれから建つと思いますが、開発業者からしてみれば変な名前をつけられたらどうなんだろうと思います。他市の事例だといろんなところにいろんな名前をつけているところもありますけれども、売れ残らないかどうか懸念、そこは個人的なあれなんですけど何か考えてらっしゃいます？

市民課長

よろしいですか。地権者の方にはですね、遅くなって申し訳ないですけども、これからこういった住居表示が始まります、審議が始まりましたというようなご説明をこれからさせていただきます。こういった資料でさせていただくと、公募をさせていただくというところの部分につきましてもご説明に上がりたいなとは思っておりますので、その中で、どれがいいというようなご意見があるというところであれば、今回の公募のところに乗せていただくということもよろしいかなとは思ってはいます。一応ご意見の方は説明に上がるということとともに聴取させていただければなという風に思っております。

岡崎能政委員

私どもは専門学校を運営しているのですが、今は地方から出てきて入学する学生も多く、その中で地名というのはすごく重要視されています。地方の親御さんからしてみたら東京はすごく怖いイメージを持たれておりますが、学生にとって東京は憧れの場所です。そしてオープンキャンパスなどで、親御さんと入学希望者が来ると、東京でもここはこんなに環境のいいところだなというイメージを持っていだけるんです。そんな中で、住居表示っていうのでイメージが湧きやすいというか、町という文字がつくかつかないかって全然違うと思うんですね。例えば先ほど字の中に代官山、代官山町っていうよりは代官山っていう方がイメージしやすいですし表現しやすい。逆に、小欠っていうんだったら小欠町でも別に言いにくくも表現しにくくもない。同じ地名であっても町をつけるつけないで、イメージ、表現のしやすさが全然違うというものも考えながら審議しないと厳しいのかなと思います。

また、これは私どもの学校の名前に原因がありますけれども、東京西の森歯科衛生士専門学校ってすごく長いです。学校名自体が長いのであまりにも住居表示の町名が長くなってしまうと、その部分でもかなり大変だなっていうのがございます。特に学校ですので、印刷物など必ず学校名、住所は明記して印刷するので、それだけでいっぱいいっぱいになってしまう部分もございますの

で、町が付くか付かないか、イメージしやすい、表現しやすい、言いやすいというのはすごい重要、身近なものというか今までの歴史の由来というのでも考えた中でも今後はずっと使い続けるので、重要なのかなと思います。

難波会長

ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

宗川副会長

公募するときに、こんな経緯で公募します、多数決ではありませんということまで、表示すると思うんですけど、字名なども重要なファクターだよというようなところまで含めていくと、決まっちゃいそうな気がします。今現在ここに住んでる方ってほとんどいないと思うんですよ。マンションもこれからなので、来年の夏ごろっていう風に聞いていますから、そこに入る方からはご意見をいただくようなことにはならないのかなと思います。今現在住んでらっしゃる方が少ないので、なんていうかある意味自由にしたら、変ですけども、もくせいの杜の時もそうだったんですが、今までもくせいの杜も町がついてません。ある意味自由な発想っていうのもあっていいのかなと思いますよね。例えばひらがなの名前とかカタカナの名前とか、そういうのもあっていいのかなと思います。

難波会長

岡崎委員どうぞ。

岡崎淳委員

僕も町名に町がつくかつかないかというのは気になっている所でございまして、最近の傾向を見るとつつじが丘だったり、もくせいの杜だったり、町名に町という文字がついていないんですけども、その辺の傾向があるのかというのと、もくせいの杜がそこに決まった経緯をもう少し説明していただけると、ここで今回決めるイメージが付きやすいんじゃないかと思います。

難波会長

事務局から最近のトレンドとして町がつくかつかないかということと、もくせいの杜が決まった経緯について何かお答えできますでしょうか。

市民課長

トレンドという形ではないと思いますが、たまたま昭島市の場合最後に町がつかない町名が最近ついているというところではございます。もくせいの杜につきましても基本的には、一番応募が多かったというよりも、応募をする前に審議会を行っていて、その時点からこの町名が良いのではないかとこのころの部分もございましたので、あと市の木がもくせいというのがございますのでその中から決めたところもございます。

トレンドや傾向としてはひらがながついて、漢字が少し入っているという

ころも否めないところではございますが、呼びやすいというところの部分があってひらがなのところも多く出ているのではないかと思います。

もくせいの杜の経緯につきましては、次回お話をさせていただいた方がよろしいかとは思いますが、漢字の部分や審議内容など詳しく調べてお伝えさせていただきます。

難波会長

よろしいでしょうか。ほかにもございますか。

小山委員

名称の中で、緑町と美堀町ってすごくわかりづらいんです。私は消防団を38年やっています、無線用受令機っていうものから流れてくるんですけど、昭島市緑町と昭島市美堀町、ものすごく間違えやすいんですよ。緑と美堀って3文字で母音が一緒で「み」と「り」まで一緒で「ど」と「ほ」だけしか違いがないんで、すごく聞き間違いが多いんですね。例えば八王子市は確か100以上町名がありますんで、結構被っているのはあると思うんですけど、昭島は大した数の町名がないのでそこも選定要素の一つにさせていただけたらと思います。

それともう一つ疑問がありまして、先ほどの町がついてない町でもある武蔵野は、なぜだか一丁目がないんですね。これは何故でしょう。今回町名を決めるにあたって丁目っていうのが入っているんですけど、既にある町名、武蔵野には一丁目がないことが前から不思議だったんです。

担当係長

私が調べた限りにおきまして、武蔵野一丁目というのは、現在の中神町の引き込み線のあたりで、つい最近まで区画整理の施行区域に含まれていたもので、結局住居表示は街区が整備されてこれ以上動かない、固定された状態でないと、町割り、街区割が決められないという事情で、区画整理が終わって、これ以上土地基盤が動かないよという風になった段階で一丁目を付定しようというような流れで今までの答申ではそこまで決まっていなかったと理解しております。

小山委員

資料3にある未施行区域、これが一丁目ってことですか？

担当係長

一丁目はですね、資料3の未施行区域の一部となりまして、詳細は今お答えできないのですが、第1次答申の中で武蔵野一丁目はここですというものは既に答申では出ています。

小山委員

じゃあ未施行区域の中にも、この区域が武蔵野一丁目になる予定ですってところもあるんですか？

担当係長

大まかには示されております。ただ、想定一丁目の部分は当時区画整理施行中だったので、先に二丁目と三丁目の第一工区が換地処分されて、決定しました。一丁目の場所は当時、第三工区に分類されていて区画整理が施行中だったのでまだ住居表示は見送りしようということでございます。

小山委員

大体昭島市は北側から1丁目ってついているのに、武蔵野は東側からとなってしまうよね？どうして残した方を大きい数字にしなかったのかなってちょっと不思議なんですけど。

担当係長

要綱がありまして、ルール上では基本的には都心に一番近い方が一丁目、そこから雁行式という、鳥の雁（がん）の空を飛ぶ形になぞらえて波状に決めています。武蔵野の場合は都心に一番近いのが東側なので、そこを一丁目に確保していた、残したという風に考えるのが自然かなと思っていますが、そこまで具体的な記述が残っていないのです。

難波会長

そうすると今回の区域も同じようなルールでついていくということですかね？

担当係長

そうですね、丁目割りにつきましては、東側の方が一丁目になるのはおおよそ間違いないのかなとは思いますが、二丁目以降をどのように振るかは、視認のしやすさですとか、理解のしやすさなど諸々考慮しまして、ご案の方を提示できればと考えております。

難波会長

マンションの開発スケジュールの場所とはまた関係ないってことですよ？第一期が三丁目、第二期が二丁目というような。

担当係長

そうですね。そこはさすがに考慮はできないとは思いますが。今後変動しない道路を基に、道路で決めますので、建物の計画性とはあまり相関することはないかと思います。基本的には要綱に沿って丁目割りをしていくのが自然かなと思います。

高橋委員

縦で割ってるけど例えば某大きな構造物がこっちの方にはみ出してくる可能性があるじゃない？そういうのはつつじが丘の方向にしますとか、これからできる道路で区切ってこっちにいますとか。

担当係長

それは町割りで示させていただいているとおり、つつじが丘と今回の新しい丁目はとおりで完全に境として切れておりますので、そこを変更することはありません。

難波会長

よろしいですか、何か思い出した事等ありましたら、後ほどでも良いのでご意見いただければと思います。

それでは、先ほどご説明があった通り、広く市民からのご意見を伺って、審議会で議論をさせていただいて、決定をするという方向で、進めていきたいと思いますが、その点はよろしいでしょうか。

市民公募の場合、日程の都合等もありますので、公募の方法等も事務局で改めて文言等も含めて、検討させていただいて、決定をしていただければという風に思います。公募の結果を踏まえて第2回審議会で検討をしたいと思いますが、そういう流れで、改めて確認ですが、よろしいでしょうか。

事務局の方には先ほど宿題として出たような部分も情報としてはお持ちいただけるということですのでよろしいでしょうか。それでは次に進みたいと思います。それでは、第二回の審議会の前に取りまとめをしていただいて事務局から各委員に報告をしていただくという形で進めていきますのでお願いします。それでは議題（6）今後の日程に移らせていただきます。事務局からご説明をお願いします。

担当係長

はい。それでは議題（6）今後の日程についてご説明申し上げます。資料7「第一回審議会以降の予定について」をご覧くださいませでしょうか。こちらは記載の通りの内容となっておりますが、簡単にご説明させていただきます。

まず、今後のスケジュールでございますが先ほど説明申し上げました通り、町名の公募を7月中に行います。広報あきしまの発行が7月1日号での発行で、町名の応募の締め切りを7月31日とさせていただきたいと思います。その結果等を踏まえまして、8月下旬開催予定の第2回住居表示審議会で町名の選定を行いたいと思います。

また、同時に「丁目割り」、こちらは先ほどご説明させていただきましたけど、町の範囲で何丁目から何丁目までにするといったことを決めさせていただければと思います。9月下旬の第3回住居表示審議会におきましては、第2回の検討結果を踏まえた具体的な答申（案）の検討を行いまして、最後に会長から市長へ答申を行うという流れとなっております。最終の答申の際には会長と事務局のみ出席させていただく予定となっております。説明は以上でございます。

難波会長

ありがとうございます。今後の日程についてここでご説明をいただきましたが、日程が決まりましたら各委員の方にご連絡をさせていただくということでよろしいでしょうか。他に事務局より連絡事項等ありますでしょうか。委員の方から何か言い忘れたなとか、次の回までに事務局にお願いしておきたいこととか、思い出されたら事務局に直接連絡いただいても大丈夫です。

西浦委員

本質的なものとは外れるかもしれませんが、次回以降の住居表示審議会までに、他市の事例を調べていただけないでしょうか。区画整理や面積整理を行う前に、大型の開発が始まって急きょ住居表示を行ったという事例があれば参考になるのではないかと思います。私も調べてみますが、多摩ニュータウンなどに事例があるのではないかと思います。

難波会長

開発のこれから進んでいくところに名前をつけていき、丁目を割っていくというところですね。

西浦委員

そうですね、きっとどこかにあると思うんですけども。

難波会長

後々混乱のもとになったりするのも困るでしょうしということもあるかなと思いますが、何かもし事例を近場でお調べできたらよろしいでしょうか。

市民課長

そうですね。わかりました。

難波会長

よろしいでしょうか。それでは以上を持ちまして本日の日程を終了いたします。これを持ちまして第1回昭島市住居表示審議会を閉会いたします。長時間にわたり活発なご意見ありがとうございました。

全員

ありがとうございました。